

様式第2号(第14条関係)

意見提出手続結果報告書

次の「第3期佐伯市子ども・子育て支援事業計画（素案）」に対する意見提出手続の実施結果は、以下のとおりでしたので、お知らせします。

1 名称

第3期佐伯市子ども・子育て支援事業計画（素案）

2 意見募集期間

令和7年1月10日(金曜日)から令和7年2月10日(月曜日)まで

3 意見提出件数 1件

4 提出された意見の要旨とこれに対する実施機関の考え方

(1) 意見1 不登校に対する対策の必要性

【実施機関の考え方】

不登校の要因は一つとは限らず、むしろ様々な要因が重なり複雑化しているケースが多く多岐にわたるため、不登校への対応については、人的配置も含めて様々な取組を行っています。

例えば、教室に入れない児童生徒を対象とした校内支援センターや不登校の児童生徒を受け入れるための施設（教室「グリーンプラザ」）の設置、また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの全小・中学校への配置等です。また、学校以外の学びの場としてフリースクールとの連携を図ることにより、教室「グリーンプラザ」同様、出席の扱いにできる旨を各校に伝達し、学びの場を広げる取組も行っています。

また、「いじめ」により学校に行きづらくなるようなことがあってはいけませんので、本市では、すべての小・中学校で、ふた月に1回以上「いじめアンケート」を実施し、その結果を校内で共有するとともに学校教育課に提出することを義務付け、「いじめ」の早期発見・早期対応にも努めています。アンケート以外にも、直接、本人や保護者から相談を受けるケースもあり、その都度、校長のリーダーシップのもと組織的に対応するようにしています。昨今、SNS等におけるトラブルの相談も受けるようになりましたが、学校外で行われることでもあるので、保護者の理解・協力も得ながら問題解決に当たっています。

更に、中学校を卒業したのちにも福祉的な支援を受けられるよう、あらかじめ関係部署・機関とも情報の共有を行い、途切れることなくサービスが行き届くように配慮しています。

また、こどもを養育する家庭の不安や困りに関する相談支援をこども福祉課で行っており、学校等と連携し支援を行います。

5 意見に基づいて修正した内容等

第4章 施策の方向性5（4）「こどもの居場所づくりの支援」の施策の展開に
「家庭児童相談事業」を追加する。

6 問い合わせ先

佐伯市役所 福祉保健部 こども福祉課（本庁舎2階）

直通電話22－3972 FAX23－6002

E メール：jidoukatei@city.saiki.lg.jp